

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ①

1 文部科学省への勧告内容

- (1) いじめの正確な認知の推進
教育委員会及び学校に対し、いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すとともに、いじめ防止対策推進法のいじめの定義を限定的に解釈しないよう、周知徹底する必要がある。
- (2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底
教育委員会及び学校に対し、重大事態の発生報告などいじめ防止対策推進法等に基づく措置を确实・適切に講ずるよう、周知徹底する必要がある。

2 勧告を踏まえた対応方針

- (1) 生徒指導担当者向けの会議等において、勧告内容を周知徹底
- (2) 全国の教育委員会等に対し、勧告を踏まえた通知を発出
⇒ 3月26日、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)」を発出。

3 通知の内容

○ 総務省の勧告を踏まえ、いじめ防止対策を推進する上での留意事項(以下の(1)~(3))を整理し、全国の教育委員会等に対して、周知徹底を求めるもの。

(1) いじめの正確な認知の推進

- ① いじめの認知件数に学校間で大きな差がある等の場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認すること。
- ② いじめの認知件数が零(ゼロ)であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。
- ③ いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
- ④ いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ②

3 通知の内容(前頁の続き)

(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

重大事態については、いじめ防止対策推進法に基づき、学校から教育委員会への発生報告等(※1)を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講じること。

また、教育委員会から教育委員会会議への発生報告等(※2)については、同法において義務付けられているものではないが、国のいじめ防止基本方針等に基づき適切な対応をとること。

(※1) ①学校から教育委員会への発生報告(法第30条第1項)、②教育委員会から地方公共団体の長への発生報告(法第30条第1項)

③教育委員会から地方公共団体の長への調査結果の報告(法第30条第2項)、

④教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への調査結果の情報提供(法第28条第2項)

(※2) ⑤教育委員会から教育委員会会議への発生報告、⑥調査報告書の作成、⑦教育委員会から教育委員会会議への調査結果の報告等

(3) 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底

域内の学校及び学校の設置者において、以下の事項について確実に対応が行われるよう指導するとともに、本年5月末時点において全ての学校で取組がなされたか確認すること。なお、確認結果については、必要に応じてフォローアップすることを予定している。

① いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料を、全ての教職員に配布するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

② 入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、いじめに関する資料を配布するなどにより、法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知すること。